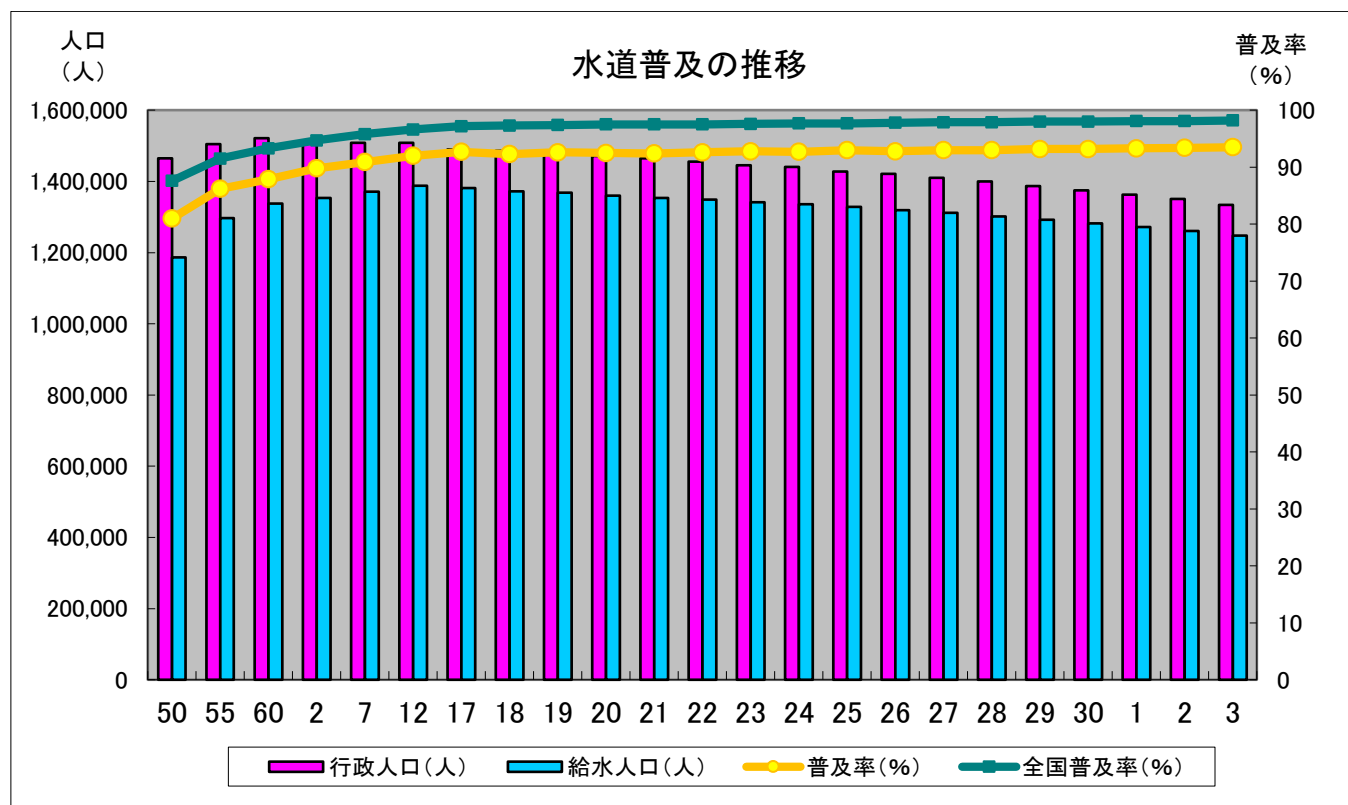


1 水道の普及状況

令和3年度末における愛媛県の水道普及状況は、行政区域内人口1,334,462人に対し、給水人口1,247,788人で、普及率は93.5%となっている（県条例水道は、水道法適用外のため除く。）。



年度	40	45	50	55	60	2	7	12	17
行政人口(人)	1,466,577	1,413,883	1,464,952	1,505,118	1,521,738	1,507,496	1,508,190	1,508,842	1,490,181
給水人口(人)	914,919	1,065,123	1,186,584	1,297,227	1,337,439	1,353,685	1,370,944	1,387,771	1,381,039
普及率(%)	62.4	75.3	81.0	86.2	87.9	89.8	90.9	92.0	92.7
全国普及率(%)	69.4	80.8	87.6	91.5	93.3	94.7	95.8	96.6	97.2
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
行政人口(人)	1,486,333	1,478,363	1,470,968	1,464,486	1,455,910	1,445,647	1,440,628	1,428,227	1,421,477
給水人口(人)	1,372,568	1,368,437	1,360,075	1,353,759	1,348,745	1,341,467	1,336,065	1,328,732	1,318,946
普及率(%)	92.3	92.6	92.5	92.4	92.6	92.8	92.7	93.0	92.8
全国普及率(%)	97.3	97.4	97.5	97.5	97.5	97.6	97.7	97.7	97.8
年度	27	28	29	30	1	2	3		
行政人口(人)	1,410,547	1,399,568	1,387,257	1,374,950	1,362,958	1,350,436	1,334,462		
給水人口(人)	1,312,068	1,301,889	1,292,360	1,281,704	1,272,277	1,261,054	1,247,788		
普及率(%)	93.0	93.0	93.2	93.2	93.3	93.4	93.5		
全国普及率(%)	97.9	97.9	98.0	98.0	98.1	98.1	98.2		

(注) 県条例水道は、水道法適用外のため給水人口及び普及率から除く。

水道区分別の普及状況は下表のとおりである。

水道の区分別普及状況

令和4年3月31日現在

区 分	箇所数	現在給水人口（人）	普及率（％）
上 水 道	25	1, 206, 184	90. 4
簡 易 水 道	71	21, 567	1. 6
専 用 水 道	142	20, 037	1. 5
計	238	1, 247, 788	93. 5
県条例水道 (水道法適用外)	152	4, 883	—

(行政区域内人口 1,334,462 人)

(注) ① 普及率：現在給水人口/行政区域内人口×100

なお、各数値は、端数処理等の関係上、実際の計算と合わない場合がある。

② 専用水道の現在給水人口は、自己水源のみにより給水を受けている者とし、水道事業等からの受水や自己水源、受水併用により給水を受けている者は除いている。

③ 県条例水道には、飲料水供給施設が含まれる。

④ 水道用水供給事業は、水道事業者に対して用水を供給する事業であるため集計から除いている。また、簡易専用水道は、水道事業者から供給を受ける水のみを水源としているため集計から除いている。

なお、令和3年度末水道用水供給事業は2箇所である。